

農地利用最適化推進施策に関する意見書



令和2年7月
甲賀市農業委員会

令和 2年 7月 7日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市農業委員会

会長 北田 耕平

「農業委員会等に関する法律（農業委員会法）」の改正法が平成28年に施行され、農業委員会は、農地転用や利用権移動等の農地法に基づく許認可など、これまでの「農地を守る」業務に加え、農地利用の集積・集約や遊休農地の対策、また新規参入の促進など、「農地利用の最適化推進」による「農地を活かす」業務を担っています。

平成29年7月20日から現行体制となった甲賀市農業委員会では、農業委員19名・農地利用最適化推進委員45名が、地域農業の課題解決、なかでも農地利用の最適化を進めています。また、地域活動の拠点となる「地域ブロック会議」を設置し、それぞれの地域の実情に応じた活動を展開しているところです。

しかしながら、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足、また獣害などで、遊休農地が226haとなるなど、農村環境の悪化が危惧されるところでもあります。地域の農業事情はさまざまですが、地域農業の再生に向けた行政の支援は不可欠であります。

つきましては、「農業委員会等に関する法律（農業委員会法）」第38条第1項の規定により、以下の事項についての意見書を提出します。

なお、予算措置が必要なものについては、令和3年度当初予算に措置いただき、意見に対する施策反映については、書面での回答をお願いします。

□遊休農地の発生防止・解消に向けて

○遊休農地対策の実施

本市における遊休農地は226haに達し、農業者個人が解決できる問題ではなく、地域で解決しなければならない問題となっています。なかでも、中山間地域では耕作を放棄された農地も多く、さらに荒廃化が進むと「守るべき農地」に影響を及ぼすこととなります。

農業委員会においては、農地パトロールや農地利用状況調査・意向調査などを実施し、地域の実情に即応した遊休農地対策を講じていますが、遊休農地の発生を防ぐことは難しくなっています。

そのため、市においても遊休農地対策計画を策定され、農業再生協議会と連携した取り組みを強化されたい。

- ・ 農業振興地域整備計画による農用地の確保
- ・ 農業再生協議会活動の活性化

○獣害対策の強化

本市における獣害は深刻であり、農家の生産意欲の減退にとどまらず、広範となった有害鳥獣の被害は、農業の維持だけでなく農村集落の存続も危惧されています。

こうした獣害を軽減するために設置した獣害防止柵は、経年劣化に加え、自然災害や獣害による維持補修が頻繁になるなか、改良組合や農家が強いられる費用負担を少しでも軽減されたい。

また、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者も高齢化が進み、その育成・確保が課題となるなか、猟友会や狩猟免許取得者への支援を強化し、計画的な捕獲を実施されたい。

- ・ 獣害防止柵の維持補修・更新に対する支援制度の拡充
- ・ 自衛のための獣害対策商品に対する支援対象の拡大
- ・ 耕作農地周辺の竹林伐採などの広範囲での環境整備
- ・ 狩猟免許の取得・更新の支援制度の拡充

○小規模農業者の支援

中山間地域においては、耕作条件から経営規模の拡大が難しく、認定農業者や農地所有適格法人とともに、小規模ながらも地域農業を支える担い手の存在も大きなものとなります。しかし、小規模農業者であるがゆえに、農業機械の更新も補助対

象とならず、購入をあきらめ離農する農業者も多くあると聞いています。

地域の中心経営体となる担い手に集積できない農地も継続的に耕作され、これまで守られてきた農地が活かされるよう、スマート農業の活用も含め、国・県の補助対象とならない農業機械の購入にも支援されたい。

- ・小規模農業機械・器具の購入（更新）助成制度の創設
- ・農業機械・器具のリース制度の創設

□担い手への農地利用の集積・集約化に向けて

○「人・農地プラン」の作成・見直し支援

本市における農地の集積率は41%と進まず、また「人・農地プラン」の策定率も37%に留まっています。地域農業の未来設計図とされる「人・農地プラン」の策定は、地域での話し合いがスタートとなります。

農業委員会においては、改正「農地中間管理機構法」でコーディネーター役を担うことが明確化・重点化されたことから、地域の人・農地を知る農業委員・農地利用最適化委員が、地域の合意形成に向けた活動を展開します。

市においては、集落の課題を把握され、プラン未策定の集落には、「農地を守る、農地を活かす」ために、地域で話し合う機運を高め、またプラン既策定の集落には、実施可能なプラン見直しを指導されたい。

なお、主体的に「農地利用の最適化」を進めていただくなか、「人・農地プラン」を地域農業再生の試金石と考え、JA・農業委員会と連携した一体的な取り組みをリードされたい。

- ・農業関係機関が連携した積極的なサポート体制の構築
- ・地域ごとに2～3程度のモデル集落を設定したプラン作成の支援

□新規参入の促進に向けて

○新規就農者の支援

人口減少、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少から、新規就農、新規参入が担い手の確保のキーワードとなっています。

将来の担い手となる新規就農者の確保に向けては、積極的な情報発信とともに

に、農地のあっせんや機械購入、施設整備、就農前研修など、新規就農希望者の声を反映したサポート体制を充実されたい。

また、新規就農者や新規参入法人の定着率が低いこともあり、経営認定審査のチェック強化とともに、農業経営が軌道に乗るまでのサポートと必要に応じた指導を実施されたい。

- ・甲賀地域農業センターの取組み強化
- ・技術指導・経営支援などの担い手サポート体制の充実
- ・担い手が安定経営できる経営認定審査基準の強化
- ・相談の場と機会の設定・PR
- ・空き家バンク制度の活用促進

○地産地消から地産他消への展開

競争力のある担い手育成のため、若者が働きたくなる農業者の所得向上施策の充実、農業経営の多角化や6次産業化を支援されたい。また、甲賀市産の農産物のブランド・マルチブランド化とともに、地産地消から地産他消となる消費拡大に向けて、関係機関と連携しつつ、販売促進を強化されたい。

- ・「甲賀野菜」、「忍び野菜」に対する種子・苗の助成制度の創設
- ・学校給食での利用促進
- ・ふるさと納税返礼品の推奨

なお、長期化した「新型コロナウイルス感染症」の影響で、農産物の需要が減少するなか、農業者の自助努力だけでは困難な農業経営の維持及び安定のため、農業者への独自支援を実施されたい。